

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	
第 号 年 月 日	
住 所 氏 名 様	
北見地区消防組合管理者 印	
年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、訂正しないことと決定しましたので、北見地区消防組合個人情報の保護に関する条例第29条第2項の規定により通知します。	
1 訂正請求に係る保有 個人情報記録されて いる公文書の名称又は 内容	
2 訂正しないこととし た理由	
3 問 い 合 わ せ 先 (主 管 課)	課 担当 電話 () 内線

(審査請求等)

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北見地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、北見地区消防組合（訴訟において北見地区消防組合を代表する者は北見地区消防組合管理者となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。